

締約国に関する情報
D O

ドミニカ共和国

附属書 B 1
D O

一般情報

国内官庁の名称	National Office of Industrial Property (Dominican Republic) (国立工業所有権庁 (ドミニカ共和国))
所在地及び郵便のあて名	Ave. Los Próceres, No. 11, Los Jardines del Norte, Santo Domingo, Dominican Republic
電話番号	(809) 567 74 74 (内線3451, 3454)
ファクシミリ装置	(809) 732 77 58
電子メール	i.ramirez@onapi.gob.do r.nunez@onapi.gob.do l.castillo@onapi.gob.do
インターネット	www.onapi.gob.do
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	ファクシミリ装置
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から14日以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理する。ただし、DHL, Federal Express, INPOSDOM又はUPSの配達サービスを条件とする。
ドミニカ共和国の国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により、国立工業所有権庁 (ドミニカ共和国) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)
ドミニカ共和国が指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国立工業所有権庁 (ドミニカ共和国)
ドミニカ共和国を選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)
PCTに基づき取得可能な保護の種類	発明特許, 実用新案
国際型調査に関するドミニカ共和国の規定	なし

[次頁に続く]

DO	ドミニカ共和国 (続き)	DO
国際公開に基づく仮保護	なし	
ドミニカ共和国が指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ドミニカ共和国が指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間の満了時に不明の場合、管轄官庁は通知の日から2箇月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	あり	